６　環境騒音の状況

１　目　的

騒音規制法第 21 条の 2 の規定に基づき、道路に面する地域以外の一般地域における騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、測定を実施しました。

２　測定期間　：　平成 29 年 6 月～11 月

３　測定地点（表－1 参照）

道路に面する地域以外の一般地域（騒音に係る環境基準の類型指定地域内）において、平、小名浜、勿来等の地区を代表する 10 地点を選定しました。

４　測定結果の概要

測定結果は、表－1 に示すとおりです。すべての地点で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表－1　測定地点及び結果

（単位：デシベル）

No.	測定地点	類型	用途地域	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	平北白土字穂積地内（北白土穂積団地公園）	A	第１種中高層住居専用地域	47	36	55	45
2	平字六人町地内（六人町市営住宅公園）	B	第１種住居地域	46	40		
3	葉山二丁目地内（タウンズヴィル南公園）	A	第１種低層住居専用地域	45	42		
4	小名浜港ヶ丘地内（港ヶ丘児童遊園地）	A	第１種中高層住居専用地域	52	43		
5	洋向台四丁目地内（洋向台西公園）	B	市街化調整区域	45	40		
6	佐糠町東一丁目地内（三ヶ下公園）	B	第２種住居地域	52	43		
7	勿来町四沢長塚地内（四沢長塚児童遊園）	C	工業地域	45	41	60	50
8	内郷内町前田地内（内町公園）	B	第１種住居地域	46	43	55	45
9	常磐湯本町下浅貝地内（下浅貝公園）	A	第１種中高層住居専用地域	45	37		
10	若葉台一丁目地内（若葉台中央公園）	B	市街化調整区域	47	41		

（注）1　類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。
2　用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。
3　昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間帯を示します。